

島根労働局発表
平成25年5月9日

担当	島根労働局雇用均等室
	室長 岡村宏行 地方機会均等指導官 永見貴子
	TEL 0852-31-1161



子育てサポート企業を認定しました 一次世代法に基づく認定

次世代法に基づく
認定マーク「くるみん」

島根労働局（局長 坪田一雄）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく基準適合事業主として、次の企業を新たに認定しました。

社会福祉法人島根ライトハウス

これにより、島根県内の認定企業は7社となりました。

平成25年5月15日（水）11時00分から、島根労働局局長室（〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階）にて、認定通知書の交付を行います。

平成17年4月に施行された次世代法では、従業員が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境の整備などを行い、一定の要件を満たす場合、事業主は都道府県労働局長に申請し、「子育てサポート企業」として認定を受けることができることとなっています。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク「くるみん」を広告や商品、求人広告などに表示することができ、これにより「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」であることをアピールできます。

【社会福祉法人島根ライトハウスの取組内容】

1 行動計画期間 平成23年1月1日～平成25年3月31日

2 行動計画の概要

目標1 年次有給休暇の取得促進の措置として、計画的付与制度を導入。

目標2 所定外労働の削減の措置として、ノー残業デーを設定。

目標3 子ども参観日を実施。

3 認定基準の主な達成状況

○年次有給休暇取得促進に向けて、計画的付与制度を導入。管理職を通じ、取得促進を行った。

○所定外労働の削減の措置として、職種及び所属部署ごとに、業務の内容等を整理し、合理的かつ効率的な取組方法を示し、ノー残業デーを実施。また、3ヶ月毎に実態を検証し、縮減につながった。

○1年毎に、各事業所において子ども参観日を実施。親の仕事の理解、職員のモチベーションの向上、子ども達の福祉施設の仕事に対する理解と関心を深める場になった。

○男性労働者2名が育児休業を取得。休業期間を一部有給とし、更に、取得者を機関誌に掲載するなど男性の育児休業取得を奨励した。

【参考】

《次世代法に基づく認定制度とは》

次世代法に基づき、事業主は、労働者が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境の整備や、地域の子育て支援等を実施するための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届け出ることとされています(労働者100人以下の事業主は努力義務)。策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たす場合には、申請により都道府県労働局長の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、認定マーク(愛称「くるみん」)を広告、商品などに表示することができ、認定を受けた企業であることを対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。

《次世代法に基づく認定企業一覧(島根労働局管内)》

株式会社長岡塗装店(松江市)	平成19、21、23年(3回認定)
社会医療法人仁寿会(邑智郡川本町)	平成21年認定
松江土建株式会社(松江市)	平成23年認定
株式会社テクノプロジェクト(松江市)	平成24年認定
株式会社山陰合同銀行(松江市)	平成24年認定
国立大学法人島根大学(松江市)	平成24年認定

添付資料 一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう!!!

認定通知書交付時の様子



坪田労働局長

社会福祉法人島根ライトハウス
佐藤理事長